

令和 6 年 7 月 29 日

報道関係者 各位

市川市 総務部長  
蛸島 和紀

## 職員の処分について

地方公務員法に基づき、下記のとおり職員の処分を行いましたので報告します。

### 記

#### 1. 市営テニスコートの不正利用

##### (1) 処分の理由

被処分者は、市営テニスコートを利用するに当たり、令和 2 年 1 1 月頃から複数年に渡り、同職員に与えられた職権を濫用して、市営テニスコートの使用に係る利用者登録及びその更新について不正な処理を行うとともに、職務に関連して把握した同職員以外の者の利用者 I D を用いて市営テニスコートの申請の予約をした上、抽選等を経て決定された利用予定者を同職員に変更して、市営テニスコートを使用した。

##### (2) 被処分者

スポーツ部 副主幹（50 歳代）

##### (3) 処分内容

停職 3 月

##### (4) 処分年月日

令和 6 年 7 月 29 日

##### (5) 処分の根拠法令

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号

## 2. 虚偽の生活保護記録の作成等

### (1) 処分の理由

被処分者は、令和4年度当時、虚偽の生活保護記録を作成し、及びこれを用いて虚偽の報告を行ったことにより、市が本来負担する必要のない生活保護費を支出させ、市の財産に損害を与えた。

### (2) 被処分者

福祉部 主任主事（20歳代）

### (3) 処分内容

停職1月

### (4) 処分年月日

令和6年7月29日

### (5) 処分の根拠法令

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

## 3. 市のコメント

全体の奉仕者である職員が、このような事案を起こしたことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今後は、このようなことが起こらないよう服務規律の遵守を徹底し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

### 【本件に関する問い合わせ先】

総務部 人事課長 吉成 悟

047-712-8573（直通）